

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続きはおすすめですか

～労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります～

労働保険とは…

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。
労働者を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。
※農林水産の一部の事業は除きます

労災保険とは…

労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、
被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行う
ための保険制度です。

雇用保険とは…

労働者の方が失業した場合に、雇用保険(失業等給付金)の支給や再就職を促進
する事業を行うための保険制度です。
新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業所を
管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出
が必要です。

加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)で行っております。
まだ、加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共
職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。



ひとくらしみらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局



労働保険適用・事務組合課 06-4790-6340-6350

雇用保険課 06-4790-6320

大阪労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

※各種の届出等の事務処理については、労働保険事務組合や社会保険労務士に依頼する
こともできます。

【例 2】

大阪労働局からのお知らせ

事業主の皆さん、労働保険の成立手続はおすすめですか？

労働者を一人でも雇用していれば、労働保険
に加入する必要があります。

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称で、国が管掌する強制保険です。

労働者を一人でも雇っていれば、各保険の加入要件を確認の上、手続き行ってください。

お問合せ

「労災保険」については、労働基準監督署へ

「雇用保険」については、ハローワーク（公共職業安定所）へ

大阪労働局のホームページ（下記のアドレス）では、労働保険に関する詳しい説明（バナー「労働保険」）や労働基準監督署、ハローワークの情報を掲載しております。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

労働保険適用・事務組合課 (06-4790-6340・6350)

雇用保険課 (06-4790-6320)

大阪労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

